

第六回国会 人事委員会 議事録 第十号

昭和二十四年十二月二日(金曜日) 午前十一時五十九分開議

出席委員 委員長 星島 二郎君 理事池見 茂隆君 理事小平 久雄君 理事玉置 實君 理事藤枝 泉介君 理事吉武 恵市君 理事赤松 勇君 理事中曾根康弘君 理事逢澤 寛君 理事加藤 充君 高橋 權六君 橋本 龍伍君 松澤 兼人君 園田 直君 土橋 一吉君

出席政府委員

人事官 山下 興家君 (法制局長) 岡部 史郎君 人事院事務官 (給與局長) 瀧本 忠男君 人事院事務官 瀧本 忠男君 委員外の出席者 大蔵事務官 中西 泰男君 専門員 安倍 三郎君 専門員 中御門經民君

十二月二日

特別職の職員に関する法律案 (内閣提出第一八号)(参議院送付) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 特別職の職員に関する法律案 (内閣提出第一八号)(参議院送付) 国家公務員の職階制に関する法律案 (内閣提出第二十九号) ○星島委員長 これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより国家公務員の職階制に関する法律案を議題といたしまして、

第一類第二号 人事委員会議事録第十号 昭和二十四年十二月二日

質疑を継続いたします。土橋君。

○土橋委員 ただいま委員長が職階制の問題の審議を進められることを宣告せられました。その問題の前に、私は本委員会の皆さん方に特にこの点を十分御考慮願いたいと思つてあります。それは昨日赤松君から給與ベース改訂に関する決議案の趣旨弁明が改訂に關する決議案の趣旨弁明が改訂に關する決議案も、昨日は趣旨弁明があつたようであります。そこで本委員会に議題と相なつておりますところの特別職の職員に関する法律案、国家公務員の職階制に関する法律案等が今審議中でありまして、特にこの決議案は、全国の公務員諸君並びに一般民間企業の労働者にとりましては、非常に重要な問題であるのであります。そこでこの問題は、運営委員会においてもよく討議されて、本委員会へ付託に相なつた決議案であるのであります。昨日の本会議においても、運営委員会に付託せられた各種の決議案はすでに討議せられて、可決確定を見ているのであります。ところが本委員会においてはきわめて緩慢な運行情程において、昨日給與ベースの改訂に關する決議案の趣旨弁明がございましたので、当然本日各党におかれても、この給與ベース改訂に關する決議案についての態度が、御決定に相なつていられると私は思うのであります。そこで今も委員長からお話がありましたように、参議院で通過いたしました法律案が、まだ正式に本委員

会へ上程されておられませんので、この二つの決議案につきましては、ぜひとも各党の正式の御意見を御発表になりまして、すみやかなる御採択なり、あるいはこの決議案について、各党の態度を表明せられまして、そうして討論に移し、さらに採決等を御執行になりまして、この決議案に対する本委員会の態度を、明確に表明していただくことが最も至当ではないかと考えておりますので、私はここに議題となつておりますところの二法案と、さらにこの改訂に關する質疑は一応これを中止いたしました。この二法案の決議に対する態度を御決定になるようにお願いしたいと思います。よろしく委員各位に御意見があるならば、私はこれを緊急動議として、ただちに御採択せられんことをお願いしたいと思つております。

○星島委員長 土橋委員の御動議はごもつとも思つておりますが、昨日及び一昨日の理事会におきましても、これは事重大な問題でもあるから各党派に諮らねばならぬということになり、民主自由党におきましても、今日の役員会が午後一時から開かれますので、あるいは相談するようになるかと思つております。しかしまだその機会を得ておりませんので、党議をまじめました上で、慎重にこれに対処したいという申出がありましたので、さういふふうにはおかせないということ、昨日はおわかれいたしたような次第

第一でありますから、もうしばらく御猶予願つて、これを扱いたいと思つ次第であります。

○土橋委員 ただいまの委員長のお話によりまして、民主自由党の方では、本日の代議士会において態度を決定して審議したいという御主張があるようでありまして、少くとも給與ベース改訂に關する決議案は、先月の二十四日に本委員会に付託せられましたので、すでに一週間を積みおつておるのであります。従つて民主自由党の代議士各位も、この給與ベース改訂については、十分御意見をお持ちになつておるだろうし、当然審議を進められておると思つてあります。ところがもう明日で会期も終らんとしている本日に至りまして、今委員長から民主自由党の態度を御報告に相なつたのであります。が、さういふ態度を表明いたされるならば、給與ベース改訂に關しては、民主自由党の態度はきわめて冷やかである、われわれは考えざるを得ないのであります。さういふことを本委員会において御発言になりましたことは、民主自由党のためにまことに私は遺憾に存するであります。従いまして、この給與ベース改訂に關する決議案並びに労働者農民党から出されております人事院の給與ベース改訂に關する決議案は、すみやかに討論いたされましても、ある一党のいさよな党内事情によつてそれが遷延せられるというやうな悪例は、本委員会においては残す

べきではないと、私は確信をいたしておるのであります。すでに先ほど私が申し述べましたように、昨日の本会議におきましても、各種の決議案が五件も可決決定をいたしておるのであります。第六臨時国会の終了を明日に控えておるにもかかわらず、今日に至りましてなおかつ民主自由党においては、この内容について御審議になつていないというやうな態度が表明せられましたことは、まことに私は遺憾の意を表せざるを得ないのであります。従いまして、民主自由党から御出席になつておられます委員各位は、その旨を十分体せられまして、本日ただちに討論に付され、その結論を得られんことを私はお願いしたいと思つてあります。それは先方も私が申し上げましたように、この動議に對しまして委員長の御採択を願ひまして、動議に対する討論なり、あるいは態度を御決定願ひましても、その上でわれわれはさらに今の委員長の御報告を承つて論議を進めて行きたいと考えておるのでございます。

○吉武委員 この給與ベース改訂に關する決議案の問題及び人事院の給與ベースに關するところの勧告の問題は、きわめて重要でありますので、われわれ民主自衛隊として、決してこれに消極的であるわけではなく、これに重大なる関心を持つてゐるのであります。従つて今ここでただちにこれを決定するというには私どもは反対であります。これはもつと当局の意見も徴し、さうしてわれわれが慎重

に考えた上で、いずれかに決定すべきであると思ひます。

○星島委員長 土橋君のお話を動議と見れば、すぐここで動議に対する可否を問わなければなりません、大體議事の運営は理事会にまかされて話合つて来てゐるわけでありまして、

それだけを多数、少数で定めるものはなほ遺憾でありますので、いずれ後ほど休憩中に話し合つて、お諮りした上で決定したいと思ひます。昨日提案されて、まだ各党派の意見も聞いておらぬことでありまして、さうに扱ふことに、ひとつお許しを願ひたいと思ひます。

○土橋委員 たいま委員長は奇怪千萬なことを仰せになりましたが、少くとも緊急動議を提出すれば、動議についての主旨弁明、あるいは動議についての賛否討論をいたしまして、この動議を本委員会において取上げるやいなやについて御採択になつて、しかるべきであると思ひます。動議に對して、委員長の主観的な御所見をお述べになることは自由であります、そのようなことによつて、緊急動議に對してこれを阻止するような態度は、まことに遺憾であります。私が提議いたしました緊急動議に對して、ただいま吉武委員は討論のような形式で申されておられますが、やはり議合におきまする議事の進行に關する規約あるいは約束というものは、十分御尊重に相なりまして、この緊急動議をただちに採択せられ、結論を得るよう御配慮願ひたいと思ひます。もし委員長が理事会等の申合せによつて、これを後ほど諮りたいというようにならば、緊急動議の本質に對して、十分な

御意見をお持ちではあらうと思ひますが、私はまことに遺憾でありますので、ただちに緊急動議に對する御採択を本委員会においておとりくださらんことを切望するものであります。

○星島委員長 お答えします。從來重要な法案につきましては、各党派の議がまとまつた上で討論に付し、あるいは採択するということが議會政治の運用だつたと思ひます。そうしてまたどの党派におきましても、まだ議がまとまつていないのにただちに討論に付し、採択するということは少し早急じやないかと思ひます。その話をしてゐるわけでありまして、もし土橋君がそういう理事会の申合せも無視して、どうして今日やれという御動議であるならば、委員長として、それを皆さんにお諮りした上で、決定するはかばかありません。

○土橋委員 委員長の御説明のようにな、一応理事会は尊重せらるべきものであることも、私は十分承知いたしておるのであります。しかしながらこの両決議案は、昨日突如として本委員会に付託せられたものであるならば、委員長の仰せもごもつともであると存ずるのであります。ところがすでに本決議案は、運営委員会においても相当期間たなざらしいたされまして、そうしてこれがいろ／＼論議の結果、委員会審議省略によつて本会議へ上程すること、

は、その時宜を得ないといふことを、民主自由党の諸君が運営委員会において御主張に相なつたのであります。従いまして、この刷りものといふものは、すでに運営委員会において十分の内容が現われているのに、なおかつそれが三日の日にちを經まして、本委

員会に付託せられましたのが先月の二十四日でありまして、従いまして、今日はおも十二月の二日でありまして、その間において、少くとも大多数を持つておられます民主自由党の方において、この給與ベース改訂に關する態度が決定できないとか、あるいは給與のベースを人事院にして改訂せしめ、勸告せしめるに對する態度がまだ決定になつていないといふようなことは、なるほど表面的には了解できるのであります。本質的には、少くとも政府を持つておられる民主自由党の態度として、まことに遺憾なものであると思ひます。従いまして私は、委員長が仰せになつたような、また理事会で今話しておるような、そういう形式的なことによつて両決議案を遷延するといふような態度は、少くとも全人民衆を代表してゐる本委員会といたしましては、まことに私には行き届きな話でありまして、すみやかに本委員会

の決議をもちまして、この問題について先ほど私が提議いたしました決議案に對して、可否を決定せられ、これを採択せられんことを私は要望するのであります。少くともただいま吉武委員からもお話がありましたように、政府を持つておられる民主自由党で、この内容に對して結論を持つていないといふようなことは、われ／＼の党においても考えられないことでありまして、しからにこれは重要であるから、慎重に討議をしたいといふような吉武委員のお話もありませんが、第六臨時国会は延期に延期を重ねまして、明日終了するのであります。従いまして、そういう明日終了するものを、本委員会におい

て、もしかけないとするならば、明日で本国会は終了するのであります。そうしましても、不都合なる態度を、もし民主自由党の方でお考えになつたとするならば、まことにこの問題は遺憾でありますので、私はすでに政府を持つておられる民主自由党の態度といふものは決定せられ、当然の基本的な方向といふものは決定に相なつておると思ひます。従いまして、本委員会において、ただいまの動議が採択せられぬといふような不都合なことがあつてはなりませんので、私はただちに動議を議事の普通の規則なり、日程に從いまして、取上げられまして、これに對する可否を決定せられ、討論をせられんことを要望するのであります。

○星島委員長 それでは、土橋君より新しく動議が出ましたから、きょう國家公務員の職階制に關する法律案を今議題といたしておりますが、これをただちに、土橋君の要求されるごとく議題として進行するがよろしいか、また昨日理事会等が話が出ましたように、各党派の意見をまとめて、慎重にこれをやる、かように決定した方がよろしいか、それは委員の多数、少数によりまして決定するはかございせん。そこで土橋君の動議に對しまして、御賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○星島委員長 起立少数。よつてこれは否決されました。
そこで、最初の通り、國家公務員の職階制に關する法律案を議題といたしまして、質疑を継続いたします。
○吉武委員 私は、ただいま議題になつております公務員の職階制の問題につきまして、人事院の御見解をもう

少し承りたいのであります。

公務員法の第二十九條の第一項の問題であります。これはこの前にもお尋ねをしたのですけれども、あまりはつきりしておらない。そこで私は、ここにうたはれておるところの職階制といふものは、どんなものであるかといふ実体をはつきりと把握いたしませんければ、あまいまいなる対象を相手にいたしまして、こゝで定めるわけには行かないと思ひます。私は、人事院から交付になつております「國家公務員の職階制」といふパンフレットを見ますと、どうも職階制とは職階制と分類いたしました内容そのものを職階制と言つておるのではないかと思ひます。どうも人事院の御説明を聞いてみると、職階制は、それをつくるまでの一つのプランを職階制と呼んでおられるように見えるのであります。その点がはつきりいたしませんと、われ／＼は今後の審議をする上において非常に困るわけでありま

す。
そこで、私はまず、当局が示されてゐるパンフレットのこの図解についてお尋ねをいたしたいのであります。これは第八ページから図解で説明されておられます。この第一図からだん／＼と職階制の分類のやり方が書いてございまして、そうして最後に、第五図として、かような職階制ができるように私どもは承しておるのであります。そうしますと、各職群にわかれ、それがさらに各職種にわかれ、そうしてその職種がまた各官職につき職級にわけておられる。これは各職群ごとにできておられますが、それがあらゆる職群に通じて、全体の職級のグレードと

少し承りたいのであります。

公務員法の第二十九條の第一項の問題であります。これはこの前にもお尋ねをしたのですけれども、あまりはつきりしておらない。そこで私は、ここにうたはれておるところの職階制といふものは、どんなものであるかといふ実体をはつきりと把握いたしませんければ、あまいまいなる対象を相手にいたしまして、こゝで定めるわけには行かないと思ひます。私は、人事院から交付になつております「國家公務員の職階制」といふパンフレットを見ますと、どうも職階制とは職階制と分類いたしました内容そのものを職階制と言つておるのではないかと思ひます。どうも人事院の御説明を聞いてみると、職階制は、それをつくるまでの一つのプランを職階制と呼んでおられるように見えるのであります。その点がはつきりいたしませんと、われ／＼は今後の審議をする上において非常に困るわけでありま

す。
そこで、私はまず、当局が示されてゐるパンフレットのこの図解についてお尋ねをいたしたいのであります。これは第八ページから図解で説明されておられます。この第一図からだん／＼と職階制の分類のやり方が書いてございまして、そうして最後に、第五図として、かような職階制ができるように私どもは承しておるのであります。そうしますと、各職群にわかれ、それがさらに各職種にわかれ、そうしてその職種がまた各官職につき職級にわけておられる。これは各職群ごとにできておられますが、それがあらゆる職群に通じて、全体の職級のグレードと

少し承りたいのであります。

公務員法の第二十九條の第一項の問題であります。これはこの前にもお尋ねをしたのですけれども、あまりはつきりしておらない。そこで私は、ここにうたはれておるところの職階制といふものは、どんなものであるかといふ実体をはつきりと把握いたしませんければ、あまいまいなる対象を相手にいたしまして、こゝで定めるわけには行かないと思ひます。私は、人事院から交付になつております「國家公務員の職階制」といふパンフレットを見ますと、どうも職階制とは職階制と分類いたしました内容そのものを職階制と言つておるのではないかと思ひます。どうも人事院の御説明を聞いてみると、職階制は、それをつくるまでの一つのプランを職階制と呼んでおられるように見えるのであります。その点がはつきりいたしませんと、われ／＼は今後の審議をする上において非常に困るわけでありま

す。
そこで、私はまず、当局が示されてゐるパンフレットのこの図解についてお尋ねをいたしたいのであります。これは第八ページから図解で説明されておられます。この第一図からだん／＼と職階制の分類のやり方が書いてございまして、そうして最後に、第五図として、かような職階制ができるように私どもは承しておるのであります。そうしますと、各職群にわかれ、それがさらに各職種にわかれ、そうしてその職種がまた各官職につき職級にわけておられる。これは各職群ごとにできておられますが、それがあらゆる職群に通じて、全体の職級のグレードと

少し承りたいのであります。

公務員法の第二十九條の第一項の問題であります。これはこの前にもお尋ねをしたのですけれども、あまりはつきりしておらない。そこで私は、ここにうたはれておるところの職階制といふものは、どんなものであるかといふ実体をはつきりと把握いたしませんければ、あまいまいなる対象を相手にいたしまして、こゝで定めるわけには行かないと思ひます。私は、人事院から交付になつております「國家公務員の職階制」といふパンフレットを見ますと、どうも職階制とは職階制と分類いたしました内容そのものを職階制と言つておるのではないかと思ひます。どうも人事院の御説明を聞いてみると、職階制は、それをつくるまでの一つのプランを職階制と呼んでおられるように見えるのであります。その点がはつきりいたしませんと、われ／＼は今後の審議をする上において非常に困るわけでありま

す。
そこで、私はまず、当局が示されてゐるパンフレットのこの図解についてお尋ねをいたしたいのであります。これは第八ページから図解で説明されておられます。この第一図からだん／＼と職階制の分類のやり方が書いてございまして、そうして最後に、第五図として、かような職階制ができるように私どもは承しておるのであります。そうしますと、各職群にわかれ、それがさらに各職種にわかれ、そうしてその職種がまた各官職につき職級にわけておられる。これは各職群ごとにできておられますが、それがあらゆる職群に通じて、全体の職級のグレードと

少し承りたいのであります。

公務員法の第二十九條の第一項の問題であります。これはこの前にもお尋ねをしたのですけれども、あまりはつきりしておらない。そこで私は、ここにうたはれておるところの職階制といふものは、どんなものであるかといふ実体をはつきりと把握いたしませんければ、あまいまいなる対象を相手にいたしまして、こゝで定めるわけには行かないと思ひます。私は、人事院から交付になつております「國家公務員の職階制」といふパンフレットを見ますと、どうも職階制とは職階制と分類いたしました内容そのものを職階制と言つておるのではないかと思ひます。どうも人事院の御説明を聞いてみると、職階制は、それをつくるまでの一つのプランを職階制と呼んでおられるように見えるのであります。その点がはつきりいたしませんと、われ／＼は今後の審議をする上において非常に困るわけでありま

を分類した内容が職階制でなくちやならぬ。

○山下(興)政府委員 私はそう思わないのであります。計画であつて、その計画を実施した最後が実施された職階制である。

○吉武委員 それでは普通職階制という言葉が法律にうたわれておりますが、おそらく私ばかりではない、だれも職階制を、そういう職階制をつくる計画だとは解釈しにくい。もう少しこれはこの法律そのものに説明が加わらなければ、このままでそういうような御解釈をなさいますとも、私どもはもう承しにくいと思ひます。

○藤枝委員 ただいまの吉武委員の御質問に関連いたしました、それでは公務員法の方から伺つてみたいのであります。二十九條の第一項は「職階制は、法律でこれを定める。」と書いてあります。そして第四項には「前三項に関する計画は、国会に提出して、その承認を得なければならぬ。」とあります。そうしますと、今山下人事官のお言葉では、職階制というものはプランだとおつしやるのです。それではこの二十九條の一項と四項をどうお読みになるのですか。職階制というものは今吉武委員から言われたようなこの図解の四図か五図か、そういうものであつて、それをつくる計画はまず第四項によつて「国会に提出して、その承認を得て」、そしてその計画に従つてさらにできた職階制を法律で定める。これは日本語で読めばそうとしか考えられないのであります。人事官の御意見を承りたい。

○山下(興)政府委員 ただいまの御質問でございますが、その第三項に関する

る計画というのは、職階制というもののもう一つの計画でありまして、職階制それ自身は実施をする計画であるのです。しかしそういう職階制をこしらへるといふことの計画が、もう一つあるわけですか。

○藤枝委員 それはいつ国会の承認を得たのですか。

○山下(興)政府委員 それはこの前の新給與実施に関する法律で定められたあの十五級のもの、あれを計画とみなしたわけでございます。

○藤枝委員 それは変なお話を聞くのであります。国家公務員法の第二十九條の第五項に、新給與実施に関する法律を職階制と一応みなすということが書いてあるのであります。二十九條の一項と四項を合せて読めば人事官の言われるように、計画の、またその計画が四項のいわゆる「前三項に関する計画」ということには、どうして読めないものであります。これは私が自分の主観をまじえて言つておるのではなくて、人事院よりお出しになったパンフレットからお読みになつて、そうなのであります。たとえば三十一ページの一番下には「職級と職級明細書のな職階制はありえない。」と書いて、三十二ページの9の「格付」というところに「職階制が国会で承認され、法律となつたならば、次には各官職に職階制を適用し、各官職を最もふさわしい職級に編入する。このことを格付する」と書いてあるものであります。そういふことから考えまして、職階制というものは先ほど吉武委員の言われたような図解の中の四図か五図か、その辺のところになつておらなければならぬと思つておりますが、その点

いかがでしょうか。

○山下(興)政府委員 ただいまのお話の「職級と職級明細書のない職階制はありえない。」といふことは、職階制が実施されてしまふと、それはどうなるかといふと、職級をつくり職級明細書をつくり初めでき上るのでございまして、でき上つた職階制に職級と職級明細書のないものはあり得ないといふことでございます。そうでありませんと、この職階制の実施といふことが、はつきりしなくなるんじゃないかと思ひます。

○藤枝委員 職階制の実施といふことは、官職を職階制にあてはめて、どこかのグレードに格付することが実施なつて、職階制の実施といふものはそれだと私も考えます。それではもう一度伺ひますが、職級と職級明細書ができたものが、今人事官の言われる実施された職階制だといふことではありますけれども、職階制といふものは一体実施されたものが職階制なんです。それがともほかに職階制といふことが何か二つの意味に言われるのでありますか。

○山下(興)政府委員 それは第二條に書いてありますように計画なのでございまして、分類整理する計画がすなわち職階制でありまして、それから職級といふものをつくりまして、その官職を職級に格付するといふ操作がすなわち実施でございます。

○藤枝委員 そうすると官職を格付するその前のあてはめるものは何とおつしやるのですか。

○山下(興)政府委員 職階制がありまして、それから職群をつくりまして、それから今度は職種ができました。そ

れからその職種の中で、責任の軽重によつて職級ができます。その職級に持つて行つて、今の官職を格付する。それだけの操作がずつと出て来るのが実施だと私は考えております。

○藤枝委員 職種がきまり、職級がきまつたものを、人事院では何とお考えになつておるのであります。それは職階制ではないとおつしやるのですか。

○山下(興)政府委員 それは実施の中途にある状態でありまして。実施はどこに来るかといふと、実施は結局職級にあるのですから、その職級を見つづけるために職群もあり、職種もでき、それから職級までできる。しかし職級はついても、それに今度は官職を格付しなければ意味がないのであります。それから、その官職を格付してしまつたら、そこで職階制が成立つ。

○藤枝委員 それは職階制なんですか。

○山下(興)政府委員 職階制が実施された状態にある。

○藤枝委員 私のお尋ねしておるの職階制とお読みにならないのですかと申し上げておるのであります。

○山下(興)政府委員 最初の法律に書いてあります通り計画が、すなわち職階制、その職階制から実施までの途中はあるのです。

○藤枝委員 どうも違つたペースで人事官と私も議論しておるようになるのであります。先ほど申し上げましたように、国家公務員法第二十九條の一項と四項を讀めば、職階制といふものはその格付をする前の段階、官職を格付し得る形になつたものが職

階制であり、そういう職階制をつくるプランを第四項であらかじめ国会の承認を得て、そしてそのプランに従つて職種をきめ、職級をきめて官職を格付する一歩手前になつたものが職階制としかどうしても読めないものであります。その点をもう一度、それならば一体二十九條の第四項の国会の承認といふもの、プランの承認といふものは、どういふものをお考えになつておるのであるのか、その点をお伺ひいたします。

○山下(興)政府委員 私は職階制は、今度出しました法律案そのもの、はつきりそれだけだと思つてあります。たとへば第二條に、職階制といふものは官職を職務の種類と複雑と責任の度に応じて、この法律に定める原則及び方法に従つて分類整理する計画だといふことがうたつてあるのであります。但しそれから今度は国家公務員法第二十九條によりまして、職階制の実施は職級を定めることである。職級を定めるのはすなわち職級明細書をこしらへることである。そしてそれによつて官職を格付するといふことが、国家公務員法の三十一條にうたつてある。それでそれから出しましたものが法律になり、それを実施する手段としては、人事院規則によつてほかの操作をして行く、すなわち職種を定める、職群も定める、それからその等級もまた定める。こういふことはみな人事院規則でやるのだといふことが、国家公務員法に書いてあると思つてございまして。

○藤枝委員 そうしますと淺井人事院総裁が、この法律の提案の説明の中にも、ここに国家公務員法の職階制に関する

法律案を提出し、あわせて、その計画に
関し国会の御承認を求め次第であります。
「こう言われておるのであります。従いま
して法律案とそれ以外に計画がなければ
ならないと思うのであります。国家公務員
法第二十九條第四項の「前三項に関する計
画は、」とあるが、これに對する計画とい
うものは、どういふものをお考へになつて
おりますか。それを伺いた
い。

〔委員長退席、玉置(實)委員長代
理着席〕

○山下(興)政府委員 国家公務員法第
二十九條の四項に「前三項に関する計
画は、国会に提出して、その承認を得
なければならぬ。」とあり、すく次に
「政府職員の新給與実施に関する法
律第九條の規定による職務の分類は、
これを本條その他の條項に規定された
計画であつて、」とあつて、計画の意
味がはつきりされておると思つたのであ
ります。それは結局新給與実施本部
で、新給與実施に関する法律によりま
して、御承知のように十五級にわけま
して、その十五級がすつかり定義され
ておるわけでありましたが、それと私は
了解しております。

○藤枝委員 その問題じやないので
す。「前三項に関する計画」といふのは、
一体何を言つておられるのですか。こ
とに先ほども申しましたように、浅井人
事院總裁の提案理由の説明の中に「人事
院が職階制を立案し、官職を職務の種類
及び複雑と責任の度に應じて分類整理
すべきことを定め、さらに同條第四項に
おきまして、これらに關する計画を国会
に提出してそ

の承認を得ることとしておられるのであ
ります。と言われております。「前三項
に関する計画は、国会に提出して、そ
の承認を得なければならぬ。」とい
う、その「前三項に関する計画」、こ
にそのうちの第一項に関する計画とい
うものは、人事院ではどういふもの
を、その計画だとお考へになつてお
るのですか。

○岡部(史)政府委員 私からかわつて
申し上げたいと思つております。この二
十九條の第一項と第四項の關係につきま
しては、この職階法案の趣旨を明瞭にお
きまして、明らかに申し上げました
通り、また先日浅井總裁からも詳しく
御説明があつたわけでありましたが、実
は第一項と第四項との關係は沿革的に
解釈する必要がある次第であります。

「職階制は、法律で定める。」と第一項
に書いてございまして、それに關連い
たしまして、第四項におきましては、
前三項に関する計画は、この法律の實
施前に国会に提出して、その承認を得
なければならぬ。こゝあるわけであ
りまして、その立法の趣旨を經過とい
うものを調べ、明らかにいたしますと、
第一職階制は法律で国会の意思をもつて
定める。しかしながらこの職階制は法律
で設けるのには相当長年月がかかるだ
らう。それでありますから、簡便な計
画要綱といふものではございませぬ。
大体その要綱について国会に對して法
律案の前に国会の承認を得べきであ
るといふのが、その当時の第四項に
關する立法理由と考へられるのであり
ます。しかもこの法律実施前、すなわ
ち昭和二十三年七月一日前にそのよ
うな計画を出さなければならぬといふよ

うに規定されておるわけでありませ
ぬが、しかしその計画といふものはな
かなかでき上らないわけでありませ
ぬ。たゞ先ほど山下人事官から御説明
がありました通り、新給與実施法の職
務の級の分類をもつて、その計画とい
ふ見なしにして、その責めをふさいだ
わけでありませぬ。その結果「この法律
実施前に」といふ字句が削られまして
「前三項に関する計画は、国会に提出し
て、その承認を得なければならぬ。」
といふように修正されるに至つたわけ
であります。

さらに考へて見なければならぬこと
は、実は職階制といふ新しい日本語の
意味であります。これは職階制とい
うような新しい熟語を使つておられ
ますが、その實質におきましては、こ
れは官職分類計画であるのでありませ
ぬ。その意味におきまして、このたゞ官
職の分類の計画に關して、これを国会
に提案する際におきまして、第四項が
要求しております「前三項に関する計
画」といふものは、とりもなおさず官
職分類に關する計画そのものであるわ
けであります。そういうわけで官職分
類計画に關する法律としての職階制に
關する法律案を国会に提案して、その
御制定をお願いすると同時に、これは
第四項が要求する計画そのものである
といふ見解におきまして、この法律案
を提案した次第であります。

○藤枝委員 角度をかえて御質問いた
しませぬ。人事院は職階制といふ言
葉——プランといふ言葉に少しだけわ
りすぎたおるじやないかと思つたので
す。英語でどう言われるか知らぬけれ
ども、職階制といふものは、職種や職
級がきまつたものの職階制だと思つた

です。ただそれを職種や職級まで決定
したものを法律でやることは、非常に
かわりやすい官職についてめんどろ
ある、あるいは不便であるから、すな
わち職階制そのものは、職種や職級が
きまつたものが職階制なのであるけれ
ども、それはひと人事院にまかせて
ほしいのだといふ意味なのじやないか
と思つておられます。職階制は計画な
のだといふところにこだわつておられ
るから、非常に何かベースの違つた
ところで議論しておるよに見えら
れておられます。職階制は職種や職級が
きまつたものも職階制であるのじやな
いのですか。

○山下(興)政府委員 私どもはそう思
つておらないのであります。これはア
メリカであろうが、どこであろうが、
職階制が実施せられておりますところ
で、法律で職級までもきめ、格付まで
もきめておるところはあります。格
づけはないにしても、職種もアメ
リカの例で言いましたように、四つし
つておられますが、それもぐあいが悪
いからやめた、職種をきめるところも
ない、職群をきめるところもない、い
わゆる職階制でも法律できめておると
ころはどこにもないのでございませぬ。
それでその職階制といふ言葉が少しあ
りすぎるに思われるかもしれませぬけ
れども、これは人事院として用
語の定義を下す権限を持つておるので
あります。それによつてここに職階
制といふものの定義を第二條で下した
わけでありませぬ。

○藤枝委員 どうもまだ違つた立場で
議論しているよになるのですが、職
階制といふものは職種も職級もきまつ

たものも職階制じやないですか。ただ
そういうものを法律でつくるのは非常
に不便だ。だからその計画だけをきめ
て、あとは人事院が人事院の全智能を
しぼつてやるのだ。こゝういふ意味なん
で、職階制といふものの定義を下す権
限は、人事院が持つておられるかもし
れませぬけれども、この職階制とい
うものを計画だといふとこだわつてお
るに、われ／＼と人事院との見解が
常に平行線になつておるのではない
か。大体この職階制といふものは、や
はり職種や職級のきまつたものも職
階制じやないのですか。

○山下(興)政府委員 職階制ではあり
ますが、完成された、実施された職階
制でございませぬ。

○藤枝委員 完成されたか不完成かは
別問題として、やはり職階制なんだ
が、しかしそこまで法律できめるの
は非常に固定されてしまつて、さう
でなく、その計画だけを定めて、あと
はひと人事院の智能にまかしていた
だきたいといふ意味なんではないの
ですか。

○山下(興)政府委員 職階制といふ名
稱でえらくこんがらがりましたが、実
際その計画があつて、それを實施する
のが、この人事院規則でやるよりほか
にやり方がないのでありまして、こ
れは外国の例からいつても、やり方
がないのでございませぬ。そういう
目的をきめたわけです。

にまかせてもらいたいという意味なん
で、職階制そのものは、やはり法律で
ほんとうはきめるべきものだ、われ
われは思うのですが、そうじゃないの
ですか。

○吉武委員 ちよつと関連して……

これは先ほどから大分議論がありました
が、言葉の使い方と言いますか、考
え方が非常に違つておるようですが、
繰返してはなだ恐縮ですが、今あな
たが言われました職階制の格付、これ
はもちろんしなければなりません、
いわゆる実施とは格付をするんだ、
格付というものは、現実にかつら
職におる人を、あなた方がつくれた
職階制のわくのどこに入るかとい
うことを具体的にきめることが格付じや
ないのですか。それが格付であり、実施
なんです。現実にあなたならあなたが
職階制のどの職階に、あるいはどの
職階に当てはまるかということをや
ることが実施であり、それが格付だ。
あなた方のように各職階を分類してつ
くつて行く。抽象的なものです。これ
をつくることは、職階制をつくる過程
である。あなたの言葉で言うならば、
いわゆるそれまでが職階制のでき上つ
たものだと言われる。そのでき上つた
ものが職階制であり、そのでき上つた
わの中へ現実の、この人はどこへ当
てはまり、現在やつておるこういう階
級におる、あるいは官職におる者が、
その中のどこに当てはまる。これを各
個人別にとつた明細書に従つて、その
内容を見て、それは今つくつた各職階
のどこに入るんだということをおきめ
る。われわれは具体的な人がどの
職階に入るということまで、この法律

でうたつてもらいたいとは思いませ
ん。そんなことはできるはずがない。
これは人事院がなされるべきことであ
る。しかしながらその当てはめるわく
をつくること、これが制度である。そ
れを法律できめるということ、この職
階制を法律で定めるといふこと――あ
なたは言葉の上で逃げられておるの
で、あるいはほんとうにそうお信じに
なつておるのかしれませんが、
言葉の上で逃げられるのだつたらこれ
はいけない。もし悪ければ法律をかえ
てかかるという態度をおとりになら
なければいけません。法律できめておるこ
との解釈を、ただ言葉の上でお逃げに
なるということはおよろしくない。

○山下(興)政府委員 私は逃げておる
つもりは一つもないのであります。格
正味そう思つておるのであります。格
付も実施の一部分ではありますけれど
も、そこへ入るわけ、場所、すなわち
職階をこしらえること自体も、実施な
んでござります。その職階をつくるの
にいろいろな職種やなんかもきめなく
ちやならぬし、いろいろな研究がある
わけですよ。それでその職階がきまりま
したら、そこへ持つて来て官職を入れ
ておるのであります。

○玉置(實)委員長代理 一応お語りい
たします。午前中の御審議はこの程度
にいたしました。午後二時に再開いた
したいと思ひます。

午後三時二十五分開議
○星島委員長 休憩前に引続き会議を
開きます。

この際お知らせしておくことがござ
います。予備審査のため本委員会に付
託となつておりました特別職の職員の
給與に関する法律案は、本日参議院の
本会議を通過し、衆議院に送付せら
れ、ただいま本委員会に正式に付託せ
られました。

この際一言申し上げておきますが、
本案は初めに提出された政府案を、参
議院の大蔵委員会において、ただいま
配付いたしました案の通りに修正可決
され、参議院の本会議におきまして、
大蔵委員会の決定通りに議決されたの
であります。従いまして当衆議院の人
事委員会に本付託となりました案は、
現在予備審査をいたしております案
に、ただいま配付いたしました参議院
の大蔵委員会で可決されました修正案
を挿入いたしましたものが、原案として付
託せられたのであります。ゆえに参議
院の大蔵委員会における修正箇所につ
いての賛否の討議は、当委員会に本付
託となりました法案の第十一條、第十
二條及び第十三條について行えばよい
のであります。参議院より送付され
ました案はただいま印刷中でありまし
て、配付はやや遅れると思ひますの
で、とりあえず参議院の大蔵委員会の
修正案を、御参考までに配付いたした
次第であります。法案の印刷物が配付
せられるまでは、予備審査のため付託
となつておりました案文に、参議院の
大蔵委員会で修正された案文を挿入
して御審査を願ひたいと思ひます。

ただいまから特別職の職員の給與に
関する法律案(内閣提出第一八号、参
議院送付)を議題といたします。まず
参議院における修正箇所につきまして
政府当局より説明を聴取いたしたいと

思ひます。中西説明員。

特別職の職員の給與に関する法
律案
右の内閣提出案は本院において修
正議決した。よつて国会法第八十三
條によりここに送付する。

昭和二十四年十二月二日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原喜重郎殿
(小字及び一は参議院修正)

(連合国軍労務者等の給與)
第十一條 第一條第二十四号に掲げ
る特別職の職員の受ける給與の種
類、額、支給条件及び支給方法
は、別に法律で定めるまでの間、
特別調査庁長官が大蔵大臣と協議
して定める。但し、政府に対する不正手
段による支拂請求の防止等に関する法律(昭
和二十二年法律第七十一号)第二條に規定
する一般職特別賃金の適用を受ける職員の給
與の額は、その一般職特別賃金をこえるこ
とはできない。

第十二條 第一條第二十五号に掲げ
る特別職の職員の受ける給與の種
類、額、支給条件及び支給方法
は、法令による公団の一般職の職
員の例による。但し、俸給額の百分の
十から百分の五十の範囲内の額で農林大臣が
大蔵大臣と協議して定める額の公団特別手当
を支給するところが、且つ、この手当は、
勤務地手当の計算に關しては、俸給額に合算
してその算定の基礎とする事ができる。

前項但書の規定による公団特別手当の総額
は、当該公団がその職員に対して支給する俸
給の総額の百分の三十に相当する額をこえる
ことができない。

第十三條 第一條第二十六号に掲げ
る特別職の職員は、労働大臣が大
蔵大臣と協議して定める額の賃金
を受ける。但し、その額は、政府

に対する不正手段による支拂請求
の防止等に関する法律(昭和二十
二年法律第七十一号)第二條に
規定する一般職特別賃金をこえ
ることはできない。

○中西説明員 御説明いたします。ま
ず第十一條の点につきましては、昭和
二十二年の法律第七十一号との関係
が若干疑義があるという点から、特に
但書といたしまして、同法律によるこ
この一般職特別賃金の額を越えるこ
とはできないというふうな但書が加え
られたものと存するわけでありませ
ぬ。

次第十二條につきましては、食糧
配給公団の職員はその他の一般公団の
職員と同様に、現在ここに修正に相
なりましたような方法でもつて給與が定
められておるわけでありませぬ。その点
を特に特別職の職員として明瞭ならし
めまするということの意味で、現状通りを法
文化せられたもの、そのように修正さ
れたものと拜承いたしておるわけであ
ります。

第十三條の但書中括弧内を削りまし
たのは、單に法文の形式上の整理とい
うふうには存するわけでありませぬ。
○星島委員長 次に本案を議題といた
して質疑を継続いたしたいと思ひま
す。

すでに本委員会におきましては、予
備審査いたしましたして大体の質疑は終
了いたしておりますので、この際お諮
りいたしたいと思ひます。
本案に関する質疑はこれを終了いた
したごとくいたしました。ただちに本
案を議題といたしまして、討論を行
いたいと思ひます。御異議はございま
せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議ないものと認めます。

討論は通告順によつてこれを許します。藤枝泉介君。

○藤枝委員 たいだいま議題となりまして、特別職の職員に給與に関する法律案は、いわゆる参議院修正案を含めてあります。この法案は、国家公務員法に定められました特別職の全部を網羅いたしまして、給與の体系を整へた法律でありますので、しかもその内容は、現在特別職のこれらの職員が支給を受けておられます金額を、その内容としておるような次第でありますので、この法案全体に對しまして賛成をいたす次第でございます。

○星島委員長 松澤兼人君。

○松澤委員 参議院の修正を除きます他の部分につきましては、大体において賛成であります。ただ一言希望的な意見を申し上げます。法案の別表にありますが、衆議院及び参議院の事務総長の俸給月額が、三万四五百円ということにきまつております。社会党といたしましては、議員の歳費が二万八千八百円ということになつておるのであります。この不均衡について多少の疑義があるものであります。その点は詳しくは御説明申し上げます。議員が国権の最高機関を構成しまして、あらゆる法律、予算等の審議に當つていなくては、予算等が、そのきわめて重要な地位に對しましては、われ／＼身命を賭しても努めなければならぬと思つておられます。現在のような状態におきましては、国政を円満に遂行する上からいいますと、現在の歳費が必ずしも十分であると言えないのであります。

す。従つて、両院事務総長の給與が高過ぎるといふ意味ではありませんが、議員の歳費の問題は別個に考慮すべきである、また政府に對しまして、考慮してほしいという希望があるのであります。

次に参議院において修正になりました十一條及び十二條の問題であります。これは当委員会におきましても、ほぼこれと同様の意見を持つており、ことに十二條の点につきましては、委員会が全員一致をもつて委員長に十二條の修正の手續をとつていただくように決定しておつたのであります。幸いに参議院から十二條のほか十一條の修正が添付されて参つたのであります。この修正には全面的に賛成であります。それ／＼これらの職員は特殊の勤務状況によつて特別職となつておるのであります。これを一律に政府職員の一職として取扱ふことは、いろいろ問題があると思つております。

従つて参議院における修正が、まことに時宜を得たものであるといふ意味において、賛成を申し上げます。存するものであります。

最後に、これも希望的な意見を申し上げます。第一條の二、十四号、それから二十五号、二十六号、これらの職員は、いずれも特別職であるのであります。従来慣例から申しましても、あるいは法律上の立場から申しましても、政府職員に準じている待遇を受けているといふことは明確であります。政府は政府職員の手当であるいは税金の年末調整の分割納付、その他これに類するいろいろの措置を講ぜられることをしば／＼言明せられておりますし、また超過勤務手

当の未支拂い分を、この年末に支給するといふことを言明されているようであります。従つてもし一般職の政府職員が、こゝういつた政府の措置の恩恵を受ける場合には、今申しました第一條の二十四号、二十五号、二十六号の職員にも、政府職員を受けるやういう越年のあたたかき措置を受けさせていただきたいといふことを希望申し上げます。参議院の修正及び政府提出の原案に賛成するわけであります。

○星島委員長 加藤充君。

○加藤充委員 本法案にかかげられました特別職の設置並びにその選任の方法、またそれに対する俸給額のきめ方、及びその額については、すでにそれらの基本となつた法案の審議の際に、わが党は反対の態度をとつて参つたものであります。従いましてわが党といたしましては、このまゝとめられたい本法案についても、同じく反対であるといふ基本的な、根本的な態度をかえるわけには参らないのであります。元來予算の緊縮のために、行政の簡素化であるとか、整理だとかやられました。その政府の方針と、特別高級官吏を増設するといふことは、それ自体矛盾することだと信じますし、必ずしもその給與と、その給與を與えらるる官職の職員の仕事の内容から見ますならば、それほどの高額のものを、しかも固定的に渡すといふようなことをする必要のないものもありません。また社会党の赤松君から言われましたのですが、これを政府の職員に給與に準じて一括して、不適当なものまでも特別職としてむりに加えておられるやうなやり方も、この中に出て参つておるのでございます。

それで最後に申し上げたいことは、結局この六千三百円のいわゆる低ペー、低賃金に比べますならば、ここに特別職として與えられます給與の額は、以上申し上げました点から見ましても、高額なものであり過ぎるものがあるものであります。そしてまたその任免方法が至つて非民主的に任免されるというやうなことからみ合ひ、まして、いわゆる日本の官吏制度やあるいはそういうやうなものの中から最も除去されなければならないところの眞官的な弊害、あるいは政党政派のためにする任免と、むだな扶持的な給與といふものが行われやすい点をここに指摘いたしました。財政緊縮といふやうなことを言う熱意と方針は、こゝういふやうな雑多な特別職の高級の官職の整理といふことから始められなければ、首尾一貫しないかと確信いたします。

以上のような理由をもちまして、この法案に反対をいたす次第であります。

○星島委員長 逢澤寛君。

○逢澤委員 民主党はたいだいま提案になつております問題については、本委員会におきましても事前に考へておつたことでもありますし、参議院における適切な検討を了いたしました。本案に賛成いたします。

○星島委員長 これにて討論は結局いたしました。

たいだいまより本案を議題といたしまして採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星島委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。衆議院規則第八十六條によりまする本案に関する委員会報告書は、先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任をいただくことにきめました。

○星島委員長 引続き国家公務員の職階制に関する法律案を議題といたして質疑を継続いたします。

○橋本龍委員 午前中二十九條の解釈で政府委員に御答弁を伺つたのですが、私は少し観点をかえて、ちよつと同じ問題で確かめておきたい問題があるのでございます。私も二十九條の解釈については藤枝委員の質問されたと同じ意見であります。ただ人事院の方で職階制といふものは計画であるといふ御答弁がありました。これは私も実は職階制といふのは計画だと思つております。それはつまり人事院の方で説明をされたように、あらゆる官職を分類して職種と職級にわけられておる。それがすなわちあらゆる官職をわけけるために格付をするための計画であるには違ひない。しかし考へ方として山下人事官の方から御説明がありました。現実にある官職を分類するための計画でなく、もう一段前の計画であるといふことがわからぬのであります。それで前々からお話も出ておるのであります。人事院から出されておるパンフレット、このパンフレットはただのパンフレットでなく、この審議の初めに政府委員が説明をする際に、このパンフレットを開いてくれといふことを言われて、これをもとに説明をされた

くらいで、権威のあるものとわれわれは了解していた。速記にもあるはずであります。その三十二ページにもちゃんと書いてありますように、「職階制が国会で承認され、法律となつたならば、次には各官職に職階制を適用し、各官職を最もふさわしい職級に編入する。このことを格付するといふ。」とはつきり書いてあります。このパンフレットが間違ひだから訂正するといふならば別であります。これははつきりと格付が職階制なるものによつてできるといふつまり職種、職級をわけたものを職階制といふことをはつきり書いてある。私はこういふふうな点に關します私の見解をこゝで修正する気はありませんが、午前引續いて同じようなことを伺つてもしようがないので、ひとつ伺いたいです。前々から政府委員の御答弁によりますと、このパンフレットの三十二ページにあるような職種、職級にわけたところの職階制、すなわち格付がそれによつてできる職階制といふふうなものを、このパンフレット通りに国会で承認して、法律とするといふことは非常に困難なのだ。時々刻々かえなければならぬといふことを言われるのであります。これがわからぬのであります。つまりパンフレットの十三ページにありまする第五図、これがわれわれの理解する職階制であり、かつこのパンフレットの三十二ページにあげてある職階制であります。なおまたやはりパンフレットの五ページのところに、「職階制は、国家公務員法第二十九條にあるように仕事の種類および複雑と責任の度つまり簡単にいへば、職務と責任を基準として、あらゆる官職

を分類整理したもの」と書いてあります。こういうふうな意味における職階制というものをわれわれ、そこで職種と職級がきまるわけである。これを法律できめると時々刻々かえなければならぬから困るという理由を、もう少し御説明願ひたいと思ひます。私の理解するところは、例をあげて申し上げますのに、たとえばある官庁で、今までは乗用自動車とトラックだけあつた。今度馬力を雇ふという場合には、新たな職種を設定しなければなりません。そういうふうな今まではなかつたものがあるというふうな場合には、それが閉會中にきめる必要があるならば、人事院においてかりにきめて、次の国会で承認を得るといふのでしつつかえないわけでありませう。また今まであつた職種が用がなくなつたら、もうとつて置けばよろしいのであります。どうもパンフレットの三十二ページにあるように、一たび人事院が考えられて、それからあとどうも困るといふ理由がどうしてもわからないので、どうして困るかといふことを實質的に伺ひたい。

分を整理したもの」と書いてあります。す。こういうふうな意味における職階制というものをわれわれ、そこで職種と職級がきまるわけである。これを法律できめると時々刻々かえなければならぬから困るという理由を、もう少し御説明願ひたいと思ひます。私の理解するところは、例をあげて申し上げますのに、たとえばある官庁で、今までは乗用自動車とトラックだけあつた。今度馬力を雇ふという場合には、新たな職種を設定しなければなりません。そういうふうな今まではなかつたものがあるというふうな場合には、それが閉會中にきめる必要があるならば、人事院においてかりにきめて、次の国会で承認を得るといふのでしつつかえないわけでありませう。また今まであつた職種が用がなくなつたら、もうとつて置けばよろしいのであります。どうもパンフレットの三十二ページにあるように、一たび人事院が考えられて、それからあとどうも困るといふ理由がどうしてもわからないので、どうして困るかといふことを實質的に伺ひたい。

願ひ。それに今度実施が伴うというところでありませう。実施とは何かと申しますと、格付以外を考えますと、職級をつくるという以外にまずないだらうと思つております。職級をつくるは、同時にこの職級に格付すべきものといふことが、実施の定義の中に入つておるのであります。それですから、そういう格付ではないもの、あるいは職級まできめたいものを職階制といはしますと、三十條が読めなくなるわけでありませう。それからパンフレットの十三ページにありませうものは、これは給與とからみ合つたところでありませう。結局現在の職階制が確立いたしました。それから後、今度は給與準則ができませんが、その給與準則ができませんと、職階制をかみ合せて行きますと、ちよつと第五図のようなかゝつてござるわけでありませう。その給與準則は、將來こゝで法律としてまた御審議願ひなければならぬのでござります。

○山下(興)政府委員 今度の橋本さんのおつて、何局の何課の何係の主任といふのは、この職階制の職種の何に當るかという適用ができるわけでありませう。それが第五図にあるような職階制を法律できめると、非常に困るのだといふ理由を承りたい。

○山下(興)政府委員 今の橋本さんのおつしやることによりませうと、格付までも法律できめるといふこと、格付でございますが、(「違ふ」と呼ぶ者あり)それでは職級までも法律できめるといふことに解釈してよろしゅうござりますか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)そうすると、職級をきめませうと、これは一人々々の官職について、その困難さとか、仕事とかにかいて、こまかくわけて職級といふもののでござるわけでありませう。それは時々刻々移りかわる状態にある。これは大きく考えますと、ある一つの組織ができたときに、それは大きくかわるのではありません。しかし一つの場所と同じ部屋で働いておられます人間でも、ある男がやつておる仕事の性質と、次の男がやつておる仕事の性質が多少違つて来ますと、すなわち情勢がかわる。そうすると、結局職級も違つて来なければならぬ。そういうこまかなことはとうていこういふところで審議することができない性質でございます。われわれは職級をきめます時分には、人事院が單獨にこれをきめては危険でございます。各省に、各省に職階担当官といふものがござります。それがこまかく研究いたします。そうしてそれを持ち寄りまして、始終職階担当官が職務分析をして、職級明細書といふものをこまかく書き上げるのでござります。そうしてそれがお互いに議論をし合つてきめて行くので、これはあらかじめ公表いたしまして、みんなの批判を受けるだけたくさん仰いで、それによつて職級明細書といふものができ、職級が確立変更して行くわけでありませう。それを一々これが法律であるとして、一字一句かえられないといふことになりませうと、どうしても情勢に適合できないのでござります。それで午前中に申しましたように、アメリカでは、そういう私どものような五百幾つもの職種を考へるのではなく、たつた四つの職種として、大きく四つ割にしまして、なかなかそれが実行不可能であつたから、今度は法律の中から四つの職種を取りのけた状態でございます。これは諸外国の事例を見ましても、とうていそれは法律として動かないものといふことになつておる。

○橋本(龍)委員 私はアメリカの職階制について伺つておるのではなく、日本の職階制について伺つておるのではありません。私の申し上げておる職階制といふことは、くどいようでございますが、人事院の説明された、つまり速記録をとつて引用して説明をされたものの解釈よりは、一步も出ていないといふことを繰返して申し上げます。それでなほおくだいようであります。お伺ひしたいのであります。三十二ページに格付のことが書いてありまして、国会の承認を得て職階制ができ、それから格付に入るわけでありませう。各省の官職はなるほどいろいろものが確かにあります。このパンフレットに書いてある職階制が、法律上からたくさんある官職を見てもふさわしい職級に編入する、すなわち格付で

す。このこと自身は決して法律でやれ
ということをお申しておるのではないの
で、ここに書いてある格付は行政行為
でありましょう。格付する前に職種と
職級でつけたもの、それを法律で定め
ることがどうして困るかわからないの
であります。各種の官職というものは
動きます。同じ部屋の中である種の仕
事をやっていた者が別の仕事をすれ
ば、また仕事の内容が変わるというこ
とを、時々刻々というのはい過ぎだ
と思う。もちろんかわりましょう。
しかしそれはかわつたところに従つ
て、最もふさわしい職種としてどこに
つつ込むかということが問題になるの
ではないかと思つてあります。ただ
まつたく職種自身がないということに
なつた場合には、これは問題ばござい
ましようけれども、私が先に申し上げ
たように、今まで規定していない新し
い職種ができたような場合には、次の
国会においてあとで承認を得るとい
うことよろしいわけです。三十
二ページに書いてある職階制は時々
刻々にかわると思う。それを法律でき
めるといふ意味がどうもわからない。
なお重ねて伺いたいと思つてます。

○山下(興)政府委員 三十二ページの
格付というところで、職階制が国会で
承認されて法律になつたならばという
ことを、一応今回提出いたしました原
案が、これが職階制ということにお考
え願つたといつたします。そうすると、
そう次には何をするかというと、格付
と書いてありますが、その間にたくさ
んの仕事省略してあるのでありま
す。それはどういふことかという
と、それはどういふ大きな分類、今では三
十ぐらゐにわけられる。それから今度は職

種にわかれる。これがいくつにわかれ
るのであります。その一つは次の職種
について今度は責任の重大さによつて
またこれが四つなり、五つなりに分類
される。そこで初めて職級というもの
ができました、それからそれに適当し
た官職をその職級へ持つて行くのであ
りますから、職級といつても、そ
の間が非常にたくさんある。それは全
部実施の面のできるようになる。そう
いうもので非常にたくさんあるとい
うこと、そうしてそれは大体アメリカの
例を言うと、またしかられるかもしれ
ませんが、アメリカは結局先輩であり
ますから、例として申し上げますと、
大体五百人ないし千人に対して一人の
職階担当官がおりまして、それが専門
に朝から晩まで職務を分析しておりま
して、それが会合してどん／＼きめて
行かないと、全体の動きを追うて行く
ことができないほど忙しいものなので
ございませう。それでですから法律が今き
まつて、それを動かせぬということに
なりますと、実際に働けないことにな
るのであります。これは人事院があま
りに独断だとお考えになるかもしれま
せんが、この仕事というものは、その
実態を書くというものだけなのであり
ます。これによつて人事院がその仕事
をかえるとかなんとかというのではな
く、今やつておる仕事を事こまかに書
き上げて、一つの職位に対して四ペー
ジも五ページも書いてある仕事なので
あります。その一職位の人間が千人以
上になるわけでございますから、なか
なかその仕事というものは、動的な仕
事であるといふことを、お考え願ひた
いのであります。

○星島委員長 今本会議で懲罰事犯が

起きて、みんなの出席を要するという
通知がありましたから、明日継続する
ことにして、本日はこれにて散会いた
します。

午後四時二分散会

〔参 照〕

特別職の職員の給與に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十四年十二月二十七日印刷

昭和二十四年十二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁